

サテライトオフィス等開設支援事業
補助金調査特別委員会

調 査 報 告 書

令和7年2月20日

サテライトオフィス等開設支
援事業補助金調査特別委員会

目 次

第 1	調査の趣旨	1
第 2	調査特別委員会の設置	1
第 3	調査の概要	2
第 4	証言拒否	6
第 5	告 発	7
第 6	調査の内容と結果	7
第 7	調査費用	19

第1 調査の趣旨

令和6年7月5日、令和6年第2回南島原市議会定例会の最終日に、議会運営委員会提出議案として、サテライトオフィス等開設支援事業補助金について、経緯と返還事務を検証し、補助金事務等の適正性等について調査するために「サテライトオフィス等開設支援事業補助金調査特別委員会の設置について」が提出され、全会一致により設置を決定したものである。

第2 調査特別委員会の設置

1 設置

地方自治法第109条及び南島原市議会委員会条例第6条の規定により、「サテライトオフィス等開設支援事業補助金調査特別委員会の設置について」の設置を全会一致で可決。

2 調査権限

令和6年第3回定例会の最終日（10月1日）に中間報告において、それまでの調査結果及び事実関係の相違点が報告された。

事実関係の解明のため関係者の証人尋問の必要性が協議され、10月1日に地方自治法第100条の権限付与についての決議案が提出され全会一致で可決され、以降、100条調査権に基づく調査を行った。

3 委員会の構成

○令和6年10月1日まで

委員会定数 9人

委員長 林田久富

副委員長 隈部和久

委員 日向栄司、井上修一、田中克彦、末統浩二郎

永池充宏、高木和恵、田中次廣

○令和6年10月1日から

委員会定数 9人

委員長 隈部和久

副委員長 田中克彦

委員 日向栄司、井上修一、末続浩二郎、永池充宏、
林田久富、高木和恵、田中次廣

4 弁護士

弁護士 河野哲志 長崎県弁護士会

(調査特別委員会の円滑な運営のため、助言を求める。第8回委員会(令和6年10月11日)において選任)

第3 調査の概要

1 調査項目

サテライトオフィス等開設支援事業補助金について、現在までの経緯と今後の返還事務を検証し、補助金事務等の適正性等について調査する。

2 委員会の開催状況

- | | | |
|------|------------|-----------------------|
| 第1回 | 令和6年7月5日 | 正副委員長の互選 |
| 第2回 | 令和6年7月5日 | 今後の取組みについて |
| 第3回 | 令和6年7月29日 | 市長部局から聴取 |
| 第4回 | 令和6年8月9日 | 参考人から聴取 |
| 第5回 | 令和6年8月26日 | 市長部局から聴取 |
| 第6回 | 令和6年10月1日 | 委員長選任、100条決議 |
| 第7回 | 令和6年10月1日 | 今後の取組みについて |
| 第8回 | 令和6年10月11日 | 今後の取組みについて、弁護士の選任について |
| 第9回 | 令和6年11月1日 | 参考人意見聴取、証人尋問 |
| 第10回 | 令和6年11月20日 | 証人尋問 |

- 第11回 令和6年11月27日 証人尋問
第12回 令和7年1月9日 証人尋問の検証、今後の取組みについて
第13回 令和7年2月12日 参考人意見聴取、今後の取組みについて
第14回 令和7年2月17日 証人尋問、今後の取組みについて

3 証人として出頭を求めた者、証言を求めた事項

○令和6年11月1日

- 地域振興部長 山口篤弘（令和4年度商工振興課長）
株式会社地頭菌が令和5年4月21日の道の駅での営業開始に至るまでの経緯について
- 教育総務課長 佐々木 航（令和4年度観光振興課長）
株式会社地頭菌が令和5年4月21日の道の駅での営業開始に至るまでの経緯について
- 学校教育課 菅 三郎（令和4年度地域振興部長）
株式会社地頭菌が令和5年4月21日の道の駅での営業開始に至るまでの経緯について
- 地域支援班 職員（令和4年度観光振興班）
株式会社地頭菌が令和5年4月21日の道の駅での営業開始に至るまでの経緯について
- 副市長 山口周一
株式会社地頭菌が令和5年4月21日の道の駅での営業開始に至るまでの経緯について
- 市長 松本政博
株式会社地頭菌が令和5年4月21日の道の駅での営業開始に至るまでの経緯について

○令和6年11月20日

- 市民生活部長 石川伸吾（令和5年度財政課長）
補助金申請から概算払いに至るまでの経緯について

会計課長 吉田英雄（令和5年度会計課長）

補助金申請から概算払いに至るまでの経緯について

地域づくり課長 田中 徹（令和5年度地域づくり課長）

補助金申請から概算払いに至るまでの経緯について

地域支援班 職員（令和5観光振興班）

補助金申請から概算払いに至るまでの経緯について

商工観光課長 上田敬昭（令和5年度商工観光課長）

補助金申請から概算払いに至るまでの経緯について

地域振興部長 山口篤弘（令和5年度地域振興部長）

補助金申請から概算払いに至るまでの経緯について

副市長 山口周一

補助金申請から概算払いに至るまでの経緯について

株式会社 成和（工事の施工業者）

サテライトオフィス等開設支援事業補助金について

(株)エバーグリーン元従業員

サテライトオフィス等開設支援事業補助金について

(株)エバーグリーン 取締役 地頭菌哲郎

サテライトオフィス等開設支援事業補助金について

○令和6年11月27日

市長 松本政博

サテライトオフィス等開設支援事業補助金について

施工業者の紹介人

サテライトオフィス等開設支援事業補助金について

道の駅のコンサルタント会社 社員A

サテライトオフィス等開設支援事業補助金について

道の駅のコンサルタント会社 社員B

サテライトオフィス等開設支援事業補助金について

○令和7年2月17日

株式会社 成和の下請業者の代表取締役

サテライトオフィス建設工事について

4 参考人として出席を求めた者

○令和6年8月9日

(株)エバーグリーン 取締役 地頭菌哲郎

○令和6年11月1日

(令和4年度 観光振興班員)

商工観光課 職員

上下水道課 職員

生涯学習課 職員

商工観光課 職員

(令和4年度 地域振興部内の課長)

保護課長 森塚光明 (当時、地域づくり課長)

○令和7年2月12日

現在の道の駅運営会社の代表取締役

5 証人の出頭状況

今回の調査において、地方自治法第100条第1項の規定による証人の出頭請求に対する不出頭はなかった。

6 記録の提出状況

地方自治法第100条第1項の規定により提出を求めた記録は、次のとおりである。

提出を求めた記録①

提出請求日 令和6年11月7日

提出を求めた相手 株式会社みずなし本陣 代表清算人 宅島壽雄

提出を求めた記録 株式会社 みずなし本陣の購入申込書を提出していた株式会社 地元企業から提出された辞退届

提出 日 令和6年11月14日

提出を求めた記録②

提出 請求 日 令和6年11月29日

提出を求めた相手 南島原市長 松本政博

提出を求めた記録 ・令和6年8月16日に道の駅のコンサルタント会社社員Bより市に提出された資料

・提出された資料の受付状況が分かる資料

提出 日 令和6年12月9日

副市長からの依頼に対して提出された資料であることから、公文書として収受していないため、受付状況が分かる書類は存在しないが、資料については、副市長が保管していたものが提出された。

提出を求めた記録③

提出 請求 日 令和7年1月14日

提出を求めた相手 施工業者の紹介人

提出を求めた記録 株式会社成和から2023年8月31日に振込まれた400万円を別のものへ渡したことが分かる書類。

提出 日 令和7年2月10日

第4 証言拒否

今回の調査において、本委員会が行った証人への尋問事項に対し、証人から、証言を拒否することはなかった。

第5 告 発

地方自治法第100条の規定により告発の対象となるのは、次のとおりである。

1. 正当な理由なく出頭しないとき
2. 正当な理由なく記録を提出しないとき
3. 正当な理由なく証言を拒否したとき
4. 宣誓した証人が虚偽の証言をしたとき

ただし、議会において調査が終了した旨の議決がある前に自白したときは、その刑を軽減し、又は免除することができることになっている。

告発の状況

な し

第6 調査の内容と結果

1. 証言の概要

○道の駅の取得について

【副市長】

道の駅の購入について、令和4年11月4日の臨時取締役会で地元企業から購入申し込みがあっていたが、11月16日の臨時取締役会では取下げられたという話がありました。

【(株)エバーグリーン 取締役 地頭菌哲郎】

道の駅を5,500万円で取得することになったが、納付期限までに予定していた金融機関の融資が間に合わず副市長から2,500万円と職員の方から500万円お金を借りて支払った。

【副市長】

お金を融通したのは、すぐ返すからということ信用してお貸ししたということ。ただ、日にちが経つにつれて、なかなかお金が返ってこなかったという事実でございます。

【市長】

(株)エバーグリーンから自分へ対しての融資の話はなかった。また、副市長と職員の融資については、令和6年8月ごろ知った。

○サテライト事業の提案

【(株)エバーグリーン 取締役 地頭菌哲郎】

(株)エバーグリーンの元従業員が提案し、最終的には自分も了承した。

【(株)エバーグリーンの元従業員】

道の駅を買ったので、何か補助事業はないかと相談されて、自分が提案した。

【道の駅のコンサルタント会社 社員A】

サテライト事業は、採択済みの案件であった。

○サテライト事業との関わり

【施工業者の紹介人】

知人であった元従業員より、キックバックできる業者を紹介して欲しいと連絡があり、株式会社 成和 を紹介した。その後については、(株)エバーグリーンと施工業者で話合ってくださいと紹介をただけである。

【株式会社 成和】

施工業者の紹介人から仕事を紹介された。見積り金額や全額着手前支払などは、施工業者の紹介人からの指示で行った。

【道の駅のコンサルタント会社 社員A】

コンテナホテルの件で道の駅と関わった。

○全額前金払いについて

【(株)エバーグリーン 取締役 地頭菌哲郎】

お金がなくこれ以上進められないと市長・副市長に相談に行ったら、全額概算払いされていた。元従業員から書類に押印すれば支払われる説明があった。

【(株)エバーグリーンの元従業員】

知人に施工業者をセットしてもらったが、お金がなく契約に至らず。会社が金銭調達したがダメだったので、工期も短かったので1回で払ってもらおうとなった。

【施工業者の紹介人】

紹介した施工業者から支払いがないと相談があり、元従業員に連絡した。「会社が資金難、市にかけ合いに行く」とのことだった。

【観光振興班職員（当時）】

(株)エバーグリーンから概算払いのお願いに来られて、補助金の担当をしていた地域づくり課と相談し、概算払いを進めていった。副市長から概算払いをするようにとの指示はなかった。最終的な支出の際は、副市長より確認書みたいな書類を取るように言われた。

【副市長】

職員から聞いた。要綱や規則の範囲内であれば支払っていいんじゃないかと発言した。

【市長】

補助金交付要綱、それと補助金交付規則に概算払いの件を組み込んでありますので、概算払いですることについてはよしとすべきかなと思いました。

○委任払いについて

【(株)エバーグリーン 取締役 地頭菌哲郎】

概算払いと委任払いの書類は、作成されていたものに押印した。内容には関与していない。

【(株)エバーグリーンの前従業員】

委任払いになった経緯については知らない。

【株式会社 成和】

施工業者の紹介人から、委任払いの口座を注文請書に記載するように言われた。

【観光振興班職員（当時）】

委任払いについては、副市長から業者へ振込むようにと話があった。

【副市長】

支払の時に職員から、建設業者がそうじゃないと仕事を受けられないとの説明だったと記憶している。

【市長】

委任払いを知ったのは、振込みが済んでしまったからのことだと思っています。

○分散型エネルギー事業について

【(株)エバーグリーンの前従業員】

自分ではなく、地頭菌哲郎氏から話を持ってきた。

【施工業者の紹介人】

全く知らない。

【株式会社 成和】

今後 20 億円ぐらいの事業があると施工業者の紹介人と道の駅コンサルタント社員 A から聞いている。

【道の駅のコンサルタント会社 社員 A】

リミックスポイントと携わっている。

2 委員の意見

【日向栄司委員】

本委員会の調査を通じて、南島原市のサテライトオフィス事業における問題は、行政の監督責任の甘さ、事業者選定の不透明的な結果であると思います。

まず、補助金を業者に全額概算払いをしたこと。

また、事業者の選定過程において、適切な審査や評価が行われておらず、事業の実現可能性や事業者の実績、資金調達の見通しなどについて、審査が行われてないこと。

さらに、関係者の証言に食い違いが見られ、責任の所在が不明確であることや、事業の経緯を明確にし、関与した者の責任を明らかにすることは、市政に対する市民の信頼を回復するためには不可欠であるので、刑事告訴しないのか。

この問題を踏まえて、早急に再発防止作を考えることも大事だと思う。

【井上修一委員】

今回、百条委員会の一人として、サテライトオフィス事業補助金問題の真実を明らかにするため委員になりましたが、関係人の証言に関しては、罰則の軽さから、多くの食い違いがあり、参考にはなるが、真実を明らかにするまでには至らなかった。

しかし、あくまでも、捜査機関ではなく、調査機関であるので、執行部に対しての、監視機能、世論の喚起と言った面で、役割を果たせたと思います。

ただし、責任の所在が不明瞭なこの問題、そもそも莫大な公金を扱う上で、会社の実態を詳しく調査もせずに概算払いはありえない。

執行部は早急に市民への説明責任を果たすことが求められる。

【田中克彦委員】

1. 地元業者が道の駅の購入に意欲を持っていたにも関わらず、他市の業者に力添え（副市長 2,500 万円、職員 500 万円も含む）をすること自体がおかしいと考える。

2. (株)エバーグリーンの2021決算報告書によると、債務超過が大きい会社である。そのような会社を本市の事業に関わらせたことが事の発端であると考えられる。
3. サテライトオフィス事業についても、このような会社のためにする必要があったのか。2,500万円+500万円が返済されていない中で、(株)エバーグリーンに補助金を出すこと自体が問題であったのではないかと考える。
4. 概算払いについて
 - 1) 会計課から問題を指摘されている。
 - 2) 不在だった地域振興部長は、概算払いの決裁が回ってきたことを課長から電話で聞き「ありえない」と発言している。さらに委任払いについても「考えられない」と思っていた。そこで概算払いについて「できないことはない」という職員の声に対して「ありえないだろう」と証言している。
さらに、概算払いについては「副市長から会計課長に指示があった」と証言している。
 - 3) 商工観光課長も金額が大きいことから、「市長まで決裁するように」と指示、「副市長の判断のもと実行」と証言している。
 - 4) 9,000万円の概算払いでさえ、ありえないと思うが、これを第三者に支払うこと自体有り得ない。そのうえ、振り込み先の業者を調べなかったことも大きな問題であると考えられる。

以上を踏まえ

- 市長・副市長は、きっちりと責任をとるべきだ。
- 本事業が頓挫したときから、執行部は自ら問題点を明らかにし素早く対応すべきであった。

【末続浩二郎委員】

令和6年7月に調査特別委員会を設置して、事業への補助金として9,000万円の支出をしたことについて関係者からの聞き取りを実施してきた。10月には同特別委員会へ地方自治法第100条の権限を付与され証人尋問など実施してきたところである。

市民の大切な税金である 9,000 万円を交付しながら事業は途中で頓挫し、補助事業主体は市からの補助金返還要請にも応じていない。9,000 万円の回収については、現在市も法的な手続きを取っているところであり、確実な回収を実施することが、市民の責務に応えることである。

関係事業者の証言については、各事業者で異なるところであるが、その真実を証することは難しい。詳細な事実関係は法的な手続きの中で、明らかとなることと思う。

しかしながら、市民の大切な 9,000 万円を支出したことに対する適正な判断はなされるべきである。事業を推進していた副市長、市長の責任は重大だと感じられる。

補助金の支出について、職員は疑問を感じていたようだが、副市長・市長からの示唆により、疑問を払拭することなく予算を執行している。今回の事案を今後の糧とするためにも、組織内での自由な意見の交換とその意見を採択する上席職員の公務員としての倫理観を養うことが必要である。

事業遂行にあたり、自由な意見交換を可能にし、特別職を始め職員倫理にも抵触しないかなどしっかり判断するシステムを構築して頂きたい。

【永池充宏委員】

本市にある道の駅みずなし本陣が営業不振により令和 3 年 10 月に営業を停止した後、この道の駅の再開に向けて市としてなんとか新たな事業者を迎えたいと強く望んでいたところに佐世保市の㈱エバーグリーンが取得に向けた意向を示した。しかし、会社は取得をするための資金が不足しており、また、金融機関からの借り入れも困難であったことから副市長と市職員は個人的に融資をして、この事業者が道の駅を取得する手助けを行っているが、本来、道の駅の運営には、取得した後も多額の資金が必要であり、そこまでする必要があったのか疑問である。

その後、この施設内の本陣と呼ばれた旧温浴施設の有効活用を図るために、当時コロナ禍の中、リモートで仕事のできる転職なき移住を実現するために、サテライトオフィスを計画されたが、この事業自体は本市にとって有効な事業だったと認識している。

その後、事業計画が採択され令和5年5月に補助金の交付決定を受けるが、その後の事業の流れが不可解と言わざるを得ない。

まず、補助金を全額、しかも国の負担分まで立て替えて事業実施前に全額振り込んだことが最大の問題である。しかもこの時、事業者は自らの負担金・消費税も準備できずにとの証言もある。補助金の振り込み先は、(株)エバーグリーンではなく工事の施工業者であり、なぜ委任払いを許可したのかも疑問が残る。この施工業者は建設業の許可を持っておらず市は適切な指導をしていない。また、(株)エバーグリーンが資金に苦しいにも関わらず、工事請書がなぜ着手前全額支払いとなっているのか、契約前に適切な相談や指導ができなかったのか。

道の駅の施設の活用を進めたい市側の対応のあまりに前向き過ぎて結果的に勇み足になり工事が進捗する前にすでに資金が流出してしまい、後の回収ができない事態に追い込まれたと思う。いずれにしても道の駅を早く軌道に乗せたい本市の強い思いが無理な補助金の運用を招いた事案であると考ええる。

事業主体の(株)エバーグリーンは極度の資金不足であったため、なんとか資金の調達を図りたいことや補助金にキックバックを求めていたとの証言もある。また、いろんな事業に興味を示し広く事業を展開したいようだが、資金調達がうまく行かず、どの事業も実現していない。

道の駅の運営には、多額の投資が必要であり、キャッシュフローに問題がある業者に過度に期待しすぎて、事業の遂行に協力して結果起こった事件だと考える。

現在もまだ補助金の返還がなされておらず、補助金の流れを解明するためにも市として、損害賠償請求をして関係者を刑事告訴するのが妥当だと考える。

【高木和恵委員】

証人尋問は令和7年2月17日まで行っているのので、その後、今まで証人から聞いて確認していることを委員会で整理し、調整して、改めて証人尋問をする必要があると思う。又は、9人の意見を調整して報告する。

1. 入札の妨害について

地元企業は5,000万円の話が進んでいた。しかし、エバーグリーンは5,500万円を買っている。購入資金を副市長、職員がそれぞれ2,500万円と500万円、計3,000万円を融資している。これが入札妨害になる。

融資証明の提出が応募者資格の条件だったので、エバーグリーンは令和4年11月16日に証明書を出しているのに、副市長等は3,000万円をエバーグリーンに貸している。

2. 融資証明書は取締役会で回覧されていたのか。融資額や融資先は確認できていない。副市長と職員の金銭貸借契約書が銀行の担保のように聞いているが、本当の事が確認できていない。

副市長と職員が融資していることを、市長は本当に知らなかったのか。

3. サテライトオフィス事業の国への申請は、令和4年12月にエバーグリーンからの提案要求があり、令和5年1月に入って、職員から正式に市長、副市長は報告を受けた。

国への申請は1月25日頃、当初予算には、市長査定で決定して組み込んだ。国の決定通知は3月末に届いている。予算の組み方については適正か委員会で検証すべき。ここで疑問がある。副市長は令和4年12月で任期満了だった。副市長不在。なぜ令和5年に副市長は健在だったのか。

4. 概算払い、委任払いについて

本市の職員は、国の事業の補助金は完成した後、実績払いが原則であることは知っている。しかし、副市長の指示が強くてサテライトオフィス事業の要綱に概算払いを付け加えさせられたり、補助金を申請していない建設業者に補助金の金額を工事着工前に振り込んだ。そもそも本市の職員のこの行為が今回の事件の最大の原因です。

9,000万円について委員会は、被害届を出さない市長の責任を問うべきです。

副市長はエバーグリーンを信用して、道の駅の経営者として、何が何でもサテライトオフィス等事業を完成するために、エバーグリーンに協力する必要があったのか。

特別委員会の目的は、国の補助金は完成後、実績払いが原則であることを基に、市の行政の事務手続きが適正だったかを検証することだった。

概算払い、委任払いをしたことを委員会としては、行政のトップの責任として、市長の不信任案を議長に提出することだと思う。

【林田久富委員】

1. 副市長・担当者の融資について

①当人たちは個人的なことで関係ないと説明しているが、利害関係者となり得る業者に融資することは間違っている。

2. 補助金 9000 万円について

①副市長・担当者は補助金交付要綱にのっとって支出したと言っているが、一部職員による疑義が出たのに十分な検討・検証もなしに業者の言い分を100%容認した支出はおかしい。

②補助金交付要綱が業者からお願いされ変更になっているのもおかしい十分な検証が必要だったのでは。

3. 副市長の責任について

①業者が予定通りに事業を進めていれば問題なかったと言われているが現時点で問題が発生した訳だから責任はある。

②現時点でのけじめも必要では。

4. 市長の責任について

①報告を受けてなかったという部分もあるが市の最高責任者としての責任はある。

②現時点でのけじめは必要では。

【田中次廣委員】

道の駅「ひまわり」に関するサテライトオフィス事業に対し、南島原市が補助金9,000万円を振り込んだものの、途中で事業が頓挫した問題で、特別委員会(100条委員会)を設置し、聞き取りなど行ってきました。

本来、事業完成後に振り込むべきだが、市は着工前に、建設業の資格がない業者に9,000万円を概算払いとして振り込んでいる。

その後、9,000万円のうち下請け業者に6,000万円、施工業者を紹介した会社や設計業者などに振り込んだとされているが、誰が指示しそれぞれに振り込まれ、どのように使われたかなど、関係者に対し証人尋問を行い、資金の流れ等について調査を行ってきたが、関係者の証言の食い違いが大きく、解明までは至っていない。

現在、市は補助金の返還の訴訟を行っているが、返還されていない。

真相解明のためには、刑事告訴を行うべきである。

3 まとめ

○中間報告

第5回（令和6年8月26日）までについては、令和6年10月1日に報告あり、別紙「中間報告のとおり」

○委員長報告

本委員会では、令和5年度事業であった「サテライトオフィス等開設支援事業」に関する、本市の公金支出について調査する為、令和6年7月5日に、調査特別委員会を設置。10月1日、市議会初となる地方自治法百条の権限を付与した所謂、百条委員会として、令和7年2月17日までの間、計14回に渡り、多くの関係者から聴聞を行った。

そもそも、本委員会を設置したこと自体が、市議会として今回の事案に対する不可解且つ、大きな疑念の表出であり、今回の公金支出についての妥当性を認める議員は、当初から皆無であった。

さらに、委員会が会を重ねるに連れて、補助金の一括概算払い及びその委任払い契約相手や、その関係業者の不透明な実態が明るみになり、前例にない異様な支出であると断定せざるを得ないとの結論に至った。

まず、この事案の端緒となったのが、令和4年11月の道の駅売買契約の際である。

市側は、前経営陣の役員会での合議により、エバーグリーンへの売却が決定したと抗弁するが、その購入資金すら購えない同社に対し、副市長及び職員による購入額の半額を超える3千万円の融資を行うという、明らかに公務員としての倫理を欠いた行為により、道の駅の所有者にしてしまった。この事については、本委員会に於いても「南島原市長等政治倫理条例」に抵触する可能性も指摘された(同条例3の3)。まさにこの時点で、副市長らの行為が無ければ、道の駅の再開に関しては違う展開になったと考えられるが、少なくともエバーグリーンが関わる事は無かったはずである。さらに同社は、購入後まもなく、国の補助事業であるサテライトオフィス計画を市に提案し、申請、採択された。

しかし、令和5年8月、「工事費の全額を前払いしなければ、着工できない。」という同社の言いなりに、しかも、ここが指定した建設業の許可を持たない業者に、全額委任払いで9千万円を振り込み、今に至る大問題を引き起こした。この際、指定された業者について、一寸調べていれば、明らかに不適格である事が判明し、この計画の不自然さが露呈し、振り込みを回避できたと考えられる。

また、計画中止後の市の対応に関しても、振り込み後の業者による工事の遅延状況は認識しており、しかも令和6年初頭から、エバーグリーンが道の駅の売却を進めている事も把握していた。この時点で当該計画の破綻は予測できていたはずであり、9千万円回収へ向けての準備に入るべきであった。現在、係争中であるが、一連の対応は非常に緩慢であり、計画当初の申請決定や、全額概算払い及び、その委任払いに至るプロセスの迅速さとは、対局を為しており、大いに違和感を覚える。

さらに、報告義務の観点からも、副市長は市長に対し、エバーグリーンへの融資の報告をしておらず、一年半以上後の令和6年の夏に、市長から問われ認めた。行政のガバナンスを堅持すべき立場であるにも関わらず、真逆の行動であり、とても看過できるものではない。また、概算払いを執行した件も、その翌月の議会に於いて何らの説明も行わなかった。

また、これについて本委員会で質された時は、「業者が契約通りに事業を遂行しておれば何の問題もなく、議会に報告する必要は無い、と考えていた。」

との答弁であった。このような考えの者が、行政運営の最上位で指示、裁可を行ったことが、今回の事案の大きな要因である。

政治は常に結果責任である。事案により、その軽重はあると思うが、今回の件に関しては、南島原市の評価を貶め、市財政へ損害を与え、さらに市政に対する市民の多大な不満・不信を生じさせた事に対し、市長及び副市長の負うべき責任は重大であると断ぜざるを得ない。

第7 調査経費

1 議決予算額

令和6年第3回南島原市議会定例会（設置時）

調査費用を2,000,000円以内とする。

2 調査に要した費用（概算）

費用弁償（証人）	116,785円
会議録作成費用	400,000円
弁護士委託料	400,000円
合 計	916,785円